

『教育指導の面からもすべてを明らかにしては？』

裁判官の言葉は重い・・・ 吉田隆夫さん労働審判報告

裁判官の言葉にも全く耳を貸さない会社

安全より労組対策を優先する会社の姿勢

会社はまったく歩み寄る姿勢なし！！

1月16日、名古屋地方裁判所において、名古屋運輸区分会の吉田さんによる2014年夏季手当および定期昇給をカットの無効を求めた労働審判が開催されました。

吉田さんの夏季手当カットおよび定期昇給カット事由について、会社答弁書では、平成25年4月1日から9月30日までの調査期間内において27件、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの調査期間内において20件と述べていますが、会社が苦情処理会議で明らかにした事由はそれぞれ10件しか明らかにしませんでした。しかし、会社答弁書によるそれぞれの10件は、注意指導した管理者の氏名が明らかにされていません。会社は、すべてのボーナスカットの事由と管理者氏名を明らかにすべきです。また、会社は、減率適用の判断基準として、答弁書では非違行為の基準と軽重が述べられていますが、それがどうしてそうなるのかについても明らかにされていません。会社の一方的な裁量権の濫用です。私たちは、こんな理由では納得できません。

会社ゼロ回答！！継続だ！！

今回の労働審判では、吉田さんは会社に対して非違行為を全部提出し、それについて認否をすることを主張しました。裁判官からも会社に対して「教育指導の面からも全てを明らかにしてはどうですか」という投げかけに対し、会社は「本人が知っている」との一点張りで、明らかにすることを拒否しました。吉田さんは当然納得がいきません。打ち切りを希望する会社に対して、再度審判を継続する事が認められました。



私たち東海労名古屋地本は、会社の不誠実な対応を許さず、取り組みを更に強化し、吉田さんと共に闘います。

次回第2回労働審判 2月18日 16時～

こんな理由でのボーナスカットは許せない！！

＝ 会社答弁書で出された注意指導 ＝

- ①平成25年4月4日13時28分頃、下り列車、関ヶ原駅～柏原駅間にて、第5閉そく信号機の中継信号機の喚呼を誤った。
- ②平成25年4月25日11時57分頃、出発点呼にて、時計を正しい時刻に合わせないまま臨み時刻の確認を行った際、申告を誤った
- ③平成25年5月18日14時56分頃、上り列車、大垣駅にて、分岐器に対する制限速度標識の喚呼を行わなかった。
- ④平成25年6月23日18時19分頃、上り列車、美濃赤坂駅にて、運転台のスイッチ整備を行った際、ATS-ST NFB及びATS・EB元NFB元NFBの「入」確認を行わなかった。
- ⑤平成25年7月8日14時7分頃、下り列車、大垣駅にて、運転台のスイッチ整備を行った際、P電源表示灯、ATS-S表示灯の「点灯」確認を行わなかった。
- ⑥平成25年7月30日12時15分頃、上り列車、大垣車両区にて、一旦停止を行わなかった。
- ⑦平成25年8月2日11時12分頃、出発点呼にて、徐行の申告を行わなかった。
- ⑧平成25年8月13日16時43分頃、下り列車、南荒尾信号場にて、「赤坂場内進行、南荒尾通過」の喚呼を誤った。
- ⑨平成25年8月24日15時48分頃、上り列車、米原駅にて、「パンタオーライ」の喚呼を行わなかった。
- ⑩平成25年9月26日16時55分頃、上り列車、美濃赤坂駅にて、「ホーム右」の喚呼を行わなかった。
- ⑪平成25年10月4日17時37分頃、下り列車、名古屋駅到着前に、到着番線の確認を行わなかった。
- ⑫平成25年11月3日9時16分頃、下り列車、関ヶ原駅入駅に際して、「垂井本線場内注意」の喚呼を誤った。
- ⑬平成25年11月17日11時27分頃、下り列車、米原駅にて、P電源表示灯、ATS-S表示灯の「点灯」確認を行わなかった。
- ⑭平成25年12月27日10時40分頃、乗務鞆の鎖錠を行わなかった。
- ⑮平成26年1月5日12時40分頃、下り列車、名古屋駅にて、「前オーライ」の喚呼を行わなかった。
- ⑯平成26年1月16日23時9分頃、上り列車、大垣駅にて、運転台を離れた際に非常ブレーキ位置としなかった。
- ⑰平成26年1月22日10時40分頃、下り列車、大垣駅にて、「前オーライ」の喚呼を行わなかった。
- ⑱平成26年2月13日10時3分頃、出発点呼にて、時刻の確認を行った際、申告を誤った。
- ⑲平成26年2月15日14時42分頃、出発点呼にて、徐行箇所の失念防止シールの携帯時刻表への貼り付けを行っていなかった。
- ⑳平成26年3月16日10時40分頃、上り列車、大垣駅にて、始発駅発車時の確認を行った際徐行等の確認を行わなかった。